

令和6年度事業計画書

1 基本方針

公益社団法人被害者支援センターやまなし(以下「支援センター」という。)は、犯罪被害者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)への支援体制の充実、県民の理解を深めるための広報啓発活動の推進、安定した財政基盤の確立等を主要事業として取り組みます。

(1) 関係機関・団体との緊密な連携による支援活動の推進

犯罪被害者等の早期回復と精神的負担の軽減を図るため、行政や司法、医療等被害者支援に関わる関係機関や団体等との緊密な連携のもと、県民が安心して支援要請できる民間団体を目指します。

また、令和4年12月に山梨県犯罪被害者等支援条例が施行され、令和5年8月には山梨県犯罪被害者等支援計画が策定されたことから、今後、地方公共団体との関係をさらに深めていきます。

(2) 県民の理解を深めるための広報啓発活動の推進

広報・啓発活動等を通じて、社会全体で犯罪被害者等を支えていく機運の醸成に努めるとともに、中・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ授業」の開催、街頭キャンペーンの実施、支援センターの事業内容について周知を図るための取組等、警察をはじめとする関係機関と連携して推進していきます。

(3) 安定した財政基盤の確立

関係機関・団体のご協力を得て、賛助会員(法人・個人)への加入を促進、寄付金付き自動販売機や募金箱の設置、ホンデリングやバナー広告等、ファンドレイジングの強化に努め、安定した財政基盤の確立を図ります。

(4) 犯罪被害相談員・支援員の対応能力の向上

支援活動の場においては、犯罪被害相談員・支援員が犯罪被害者等の立場に立って考え、行動し、信頼関係を築きながら対応していくことが重要であり、犯罪被害者等への支援体制の充実を図るため、人材育成と支援の質の向上に日々努めていきます。

(5) 性犯罪・性暴力被害者に対する支援体制の強化

平成30年4月から、山梨県の委託事業として「やまなし性暴力被害者サポートセンター(通称:かいさぼももこ)」の運営を受託し、ワンストップ支援の拠点として社会活動の大きな役割を担っています。

今後も、関係機関・団体と緊密な連携を図り、犯罪被害者等の個々の事情に応じた適切な支援を提供し、精神的な負担の軽減に努めていきます。

令和6年度事業計画書

実施事項		実施時期	実施内容
会務運営	社員総会	6月上旬	甲府市内において開催する。
	理事会	年間	定期及び必要に応じて開催する。
相談活動の推進	電話相談	年間	相談員や支援員の技能向上を図るとともに各種電話相談に適切に対応する。
	メール相談	年間	相談者等からのメール相談に適切に対応するとともに、情報セキュリティを徹底する。
	面接相談	年間	相談員や支援員の技能向上を図るとともに面接の必要性を的確に判断して行う。
	専門相談	年間	臨床心理士、精神科医、弁護士等による専門相談の必要性を適正に判断して行う。
直接的支援活動の推進	付添い支援	年間	被害者等の要望に基づき相談員、支援員等が裁判所や検察庁、警察、医療機関等への付添い支援を行うことにより、被害者等の精神的負担の軽減を図る。
	日常生活への支援	年間	相談員や支援員が被害者等の要望により、日常生活の一部を限定的に支援し、被害者等の負担軽減を図る。
間接的支援活動の推進	間接支援	年間	相談内容等に応じて関係機関や団体等を教示（紹介や仲介、情報提供）したり、必要に応じて連携して支援を行う。また、犯罪被害者等給付金申請手続きの補助等の間接的な支援を行う。
	自助グループへの支援	年間	自助グループ「ゆるら」の運営を積極的に支援し、被害者同士が主体的に活動できるよう指導助言を行う。
ボランティア支援員の養成・育成	新規募集と養成講座	年間	ボランティア支援員候補者第16期生を募集し、年度内において養成講座を開催して次年度の支援活動に備える。
	継続研修・育成講座・事例検討会（研修会）	年間	相談員や支援員の被害者支援に関する知識・技能のスキルアップを目的とし、支援責任者や外部講師等による継続研修や事例検討会等を定期的に行う。

相談体制の 充実	相談員の養成	年 間	相談業務並びに各種支援業務の充実を図るため、新たに犯罪被害相談員を養成する。 (令和5・6年度からの3か年計画事業)
	専門相談員の委嘱	年 間	相談業務の充実を図るため、専門相談員(臨床心理士、精神科医、弁護士、産婦人科医)を委嘱し体制の整備を図る。
	代理被害の防止	年 間	相談員や支援員の代理被害の防止を図るため、臨床心理士、医師等によるメンタルケアを随時実施する。
広報啓発 活動	広報活動	年2回	機関誌「あなたの思いやりを」を発行し、広く県民等に活動状況等を広報する。
		年 間	新聞広告の掲載、チラシ、ポスター等の作成配布、街頭キャンペーンやホームページ等の各種広報媒体を通じた広報活動により、被害者支援の重要性や当センターの活動について周知に努めるとともに、支援活動への理解と協力を求める。
	年 間	関係機関や要請団体等へ講師を派遣するなどし、被害者支援の現状、支援活動状況等の周知を図る。	
啓発活動	年 間	県民の被害者支援に対する理解を深めるため「被害者支援講演会」等を開催する。 また、県警と協働して中学生、高校生を対象にした「命の大切さを学ぶ授業」を開催し、犯罪や事故の被害者にも加害者にもならない意識づけと、被害者支援の重要性、必要性の周知に努める。	
調査研究 活動	調査活動及び研究活動	年 間	全国被害者支援ネットワークが開催する全国規模、関東甲信越ブロック規模の研修会、その他関係機関が開催する各種研修会・講演会等へ支援員等を積極的に参加させ、被害者支援活動について実践的研鑽を積ませることで、支援の質の向上を図る。 また、山梨県警察をはじめとした関係機関や団体と連携しながら、被害者の実態に関する情報交換を行い、全国的な情勢も踏まえながら、被害者支援活動に関する施策や取り組み方針等に反映させて効果的な活動を推進する。